



皆様の生活にも関わる、知っているときっと役に立つ情報をお届けします

第15号 令和2年12月 発行



A COLUMN ~記事~

「過払い金返還請求終了」～消費者金融の対応に感謝

4ヶ月ほど前から、お二方の過払い金返還の手続きをさせて頂いております。そのうち一件は、半月ほど前に消費者金融と和解が成立しておりましたが、残るもう一件も、11月30日、つまり昨日をもって、和解がほぼ成立となりました(あとは、細かいところを詰めるだけです)。

昨日、電話で消費者金融の方とお話しをさせて頂いた案件は、現在、訴訟進行中であります。そのような中、消費者金融の方から、双方が納得できる和解案が提示されましたので、今後、裁判所に和解が成立したことを報告し、訴訟を終了させることになります。消費者金融の方、本当にありがとうございました。

一時は、過払いバブルと呼ばれた時期もあり、その時期に、稼げるだけ稼いで司法書士を辞めた方もいるということですが、消滅時効等との関係で、現在は、あまり過払い金の案件もありません。とは言っても、時々ある案件、少しでも依頼者様に安心して任せて頂くために、日々の勉強は怠ってはいけません。

この過払い金は、最高裁判所が、消費者金融は過払い金を返還する義務があるという判決を出したことにより、始まった問題であります。私たちが行う業務は、しばしば最高裁判所を始めとする裁判所の判決、法律の改正などに左右されます。

それまで当たり前のように考えていたことが、ある日突然、扱いが変わると、判決などを精査し、扱いが変わった理由、趣旨を考え、関連する条文もすべて熟読しなければならなくなります。専門家として、凡ミスは出来ないというプレッシャーもあるため、そのプレッシャーを吹き飛ばすためにも、勉強が欠かせません。最近だと、民法の大きな改正がありました。やはり必死に勉強しました。

過払い金返還に関しては、大手事務所がCMをしたり、広告を出したりしています(多くは、東京に本社がある事務所です)。もちろん、そのような事務所に依頼するのもいいですが、地元密着の当事務所でも、色々な業務を行っていますので、今後ともよろしくお願ひいたします。



EXPLANATION ~解説~

過払い金返還請求～自分はどうだろう？

債務者が消費者金融などの貸金業者に払いすぎたお金のことを過払い金といいます。大手弁護士事務所や司法書士事務者がCMをしたり、広告を出したりしているため、ご存知の方も多いとは思いますが、この過払い金は、貸金業者から取り返すことが出来ます。

2006年の最高裁判所判決で、過払い金の返還請求が認められ、多くの方が貸金業者に過払い金返還請求を行いましたが、現在は、貸金業法改正、貸金業者の倒産、消滅時効期間の徒過等の理由により、過払い金返還の手続きも様変わりし、当初ほど騒がれなくはなっておりま

しかし、長年消費者金融にお金を返済し続けている方にとっては、過払い金があるかどうか、自分のお金が取り返せるかどうかは死活問題ともなりえるため、今月号では、過払い金返還について解説をさせて頂きたいと思います。

1. 過払い金返還請求の概要

過払い金は、消費者金融やクレジット会社等の貸金業者と長年取引をしていた場合、本来返済すべき金額以上のお金を返済することにより発生します。返済すべき利率等は、**当事者同士**で決めることが出来ますが、**法律で規制された上限**を超えることは出来ません。過払い金が発生した場合、今までお金を返済していた債務者は、貸金業者に返還するよう主張することが出来ます。これを**過払い金返還請求**といいます。

過払い金が発生するには、下記のような条件があります。

1. 利息制限法という法律で定められた金利を超えた条件で融資を受けていたこと
2. 完済している又は法律で定められた上限以上の金利で概ね5年程度を超える期間の取引を行っていたこと
3. 完済後、**10年**を経過していないこと(完済後、10年で消滅時効の期間満了となります)

貸金業法改正により、現在は利息制限法を超える違法な利率で貸し付けをしている正規業者はいませんが、過去に貸金業者から長期の借入をされていた方は過払いになる可能性があります。

2. 過払い金返還請求の現状

過払い金返還の手続きは、年々厳しくなっています。2006年の最高裁判決以降しばらくは、比較的容易に満額に近い過払い金を取り戻すことが出来たとのことです。

しかし、現在は、貸金業者の抵抗も強くなり、満額又はそれに近い額を早期に返還してもらうことは困難になっています。これは、先にも触れたように、貸金業法改正、貸金業者の倒産などによるものです。特に、武富士等の大手金融業者が倒産したことが、現在のような状況をもたらしたのではないかと考えられます。

3. 過払い金返還請求の費用

過払い金返還請求の費用は、以下の通りです。

- ①. 基本報酬:返還額 × 20%
- ②. 訴訟となった場合は、返還額 × 25%
- ③. 過払い金返還請求をしても、完済とならずに、任意整理となった場合は、別途

なお、着手金は必要ございません。

ご不明な点がございましたら当事務所へお問い合わせください。

司法書士・税理士・行政書士久田事務所

司法書士・税理士・行政書士
久田事務所
〒921-8812
野々市市扇が丘9番20号
扇が丘ビル106
TEL : (076) 227-8019
FAX : (076) 227-8061

至 有松		〈業務内容〉	
金沢工業大学	セノンイレノン	不動産登記	成年後見
		相続手続	裁判書類作成
		遺言作成	破産
		商業登記	債務整理
	至 額	定款認証	

当事務所では、随時「**登記・相続・債務整理の無料相談**」を実施しています
当事務所への質問・業務依頼・相談予約は電話又はメールでお願いします

■ info@hisada-office.jp

<http://www.hisada-office.jp/>